平成２６年（フ）第４４３６号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―316号
破産者　浦　　尚司
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７８号
大阪市住吉区長居１丁目14番２―207号
破産者　アイプロモートショップこと　今西　延博
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９７号
堺市東区北野田394番地29、開始決定時の住所堺市東区南野田204番地２
破産者　菅原実千代
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７３号
大阪府松原市高見の里５丁目503番地―105号、開始決定時の住所大阪府松原市三宅中５丁目９番19号
破産者　**巣**田　新一
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１１号
広島市安佐南区八木５丁目１番16号
破産者　北野　謙志
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
愛媛県西条市朔日市796番地４　朔日市マンション４階402号、住民票上の前住所愛媛県新居浜市江口町５番１号
破産者　岩崎　豊和
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５３号
北九州市戸畑区中原西３丁目３―６第14共立ビル503号
破産者　犬塚　　修
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９８号
北九州市小倉北区中井１丁目20番３―312号
破産者　中本　光子
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６９号
北九州市八幡西区千代ヶ崎２―１―６医生ヶ丘ビル107号、住民票上の住所北九州市八幡西区岩崎１丁目１番15号
破産者　高岡　耕二
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０５号
沖縄県うるま市字宮里830番地３　宮城アパート105
破産者　石井　和博
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５５号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田213番地
破産者　トータルカーサポートエースこと　城間　晶夫
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第８４号
茨城県常総市古間木450番地
破産者　秋森　秀雄
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７７号
茨城県筑西市下川島794番地９
破産者　津久井　裕
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５６０号
横浜市都筑区中川中央１丁目39番37―501号
破産者　内藤　博司
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９４号
神奈川県綾瀬市寺尾中３丁目21番９号
破産者　立花　昭士
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７４号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目３番地の16　三光ハイツ108号
破産者　奥田　　實
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３９号
神奈川県茅ヶ崎市萩園738番地　エステート萩園102
破産者　鶴田　章三
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１号
福井市城東３丁目11番１号
破産者　澤崎　哲夫
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
福井市文京２丁目20番21号
破産者　山田由紀子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係